

事 務 連 絡

平成17年3月31日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬請求書の記載要領等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方社会保険局事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したので、お知らせ致します。



保医発第 0331006 号
平成17年3月31日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

今般、「健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養等の一部を改正する件」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が、それぞれ平成17年4月1日から施行されることに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1 別紙1Ⅱ第3の2(15)の表中第11の項及び第12の項を次のように改める。

コード	略号	内 容
11	薬治	健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養を定める件第7号の規定に基づく薬事法に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療報酬の請求である場合
12	器治	健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養を定める件第10号の規定に基づく薬事法に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療報酬の請求である場合 なお、電子計算機を使用する場合は、当分の間、「材治」と記載することとしても差し支えないこと。

2 別紙1Ⅱ第3の2(40)中ク、ケ及びコを次のように改める。

ク 健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養を定める件(平成6年8月厚生省告示第236号)第7号の規定に基づく薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する治験(人体に直接使用される薬物に係るものに限る。)に係る診療報酬の請求については、次に掲げる方法によること。

(ア) 1月中に治験期間とそれ以外の期間が併存する場合であっても、明細書は1枚として請求すること。

(イ) 「特記事項」欄に「薬治」と記載すること。

(ウ) 治験依頼者の依頼による治験の場合は、明細書に以下の事項を記載した治験の概要を添付すること。

なお、この場合、治験の概要には「企業依頼」と記載すること。

a 治験の依頼者の氏名及び連絡先

b 治験薬等の名称及び予定される効能効果

c 当該患者に対する治験実施期間(開始日及び終了日)

(エ) 自ら治験を実施する者による治験の場合は、明細書に以下の事項を記載した治験の概要を添付すること。

なお、この場合、治験の概要には「医師主導」と記載すること。

a 治験責任医師の氏名及び連絡先

b 治験薬等の名称及び予定される効能効果

c 当該患者に対する治験実施期間(開始日及び終了日)

(オ) 上記(ア)の場合であって、治験依頼者の依頼による治験においては、治験期間外に実施し請求の対象となる検査、画像診断、投薬及び注射(投薬及び注射については、当該治験の対象とされる薬物の予定されている効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係るものに限る。)について、その実施日を「摘要」欄に記載すること。

(カ) 上記(ア)の場合であって、自ら治験を実施する者による治験においては、治験期間外に実施し請求の対象となる投薬及び注射(当該治験の対象とされる薬物の予定されている効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係るものに限る。)について、その実施日を「摘要」欄に記載すること。

(キ) 特定入院料等いわゆる包括化されていた項目を算定している保険医療機関の場合の当該項目に係る記載については、当該項目の点数から当該項目に包括されるもののうち診療報酬の請求ができない項目の所定点数の合計を差し引いた点数を記載するとともに、「摘要」欄に診療報酬の請求ができない項目及び所定点数を記載すること(別葉にしても差し支えない)。

ケ 健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養を定める件第10号の規定に基づく薬事法に規定する治験(機械器具等に係る

ものに限る。)に係る診療報酬請求については、次に掲げる方法によること。

(ア) 1月中に治験期間とそれ以外の期間が併存する場合であっても、明細書は1枚として請求すること。

(イ) 「特記事項」欄に「器治」と記載すること。

なお、電子計算機を使用する場合は、当分の間、「材治」と記載することとしても差し支えないこと。

(ウ) 治験依頼者の依頼による治験の場合は、明細書に以下の事項を記載した治験の概要を添付すること。

なお、この場合、治験の概要には「企業依頼」と記載すること。

a 治験の依頼者の氏名及び連絡先

b 治験機械器具等の名称

c 当該患者に対する治験実施期間（開始日及び終了日）及び治験機械器具等を用いた手術又は処置が行われた日

(エ) 自ら治験を実施する者による治験の場合は、明細書に以下の事項を記載した治験の概要を添付すること。

なお、この場合、治験の概要には「医師主導」と記載すること。

a 治験責任医師の氏名及び連絡先

b 治験機械器具等の名称

c 当該患者に対する治験実施期間（開始日及び終了日）及び治験機械器具等を用いた手術又は処置が行われた日

(オ) 上記(ア)の場合であって、治験依頼者の依頼による治験の場合においては、請求の対象となる検査、画像診断、処置及び手術について、その実施日を「摘要」欄に記載すること。

(カ) 治験依頼者の依頼による治験の場合であって、特定入院料等いわゆる包括化されていた項目を算定している保険医療機関の場合の当該項目に係る記載については、当該項目の点数から当該項目に包括されるもののうち診療報酬の請求ができない項目の所定点数の合計を差し引いた点数を記載するとともに、「摘要」欄に診療報酬の請求ができない項目及び所定点数を記載すること（別葉にしても差し支えない。）。

コ 健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養を定める件第14号に規定する医療機器を使用又は支給した場合は、「摘要」欄に「器選」と記載し、当該医療機器名を他の特定保険医療材料と区別して記載すること。

3 別紙1Ⅱ第3の2(40)中コの次に次のように加える。

サ 公費負担医療のみの場合において、請求点数を老人医療の診療報酬点数表による場合は、「特記事項」欄に「老保」と表示すること。

- 4 別紙1Ⅲ第3の2(36)のクの次に次のように加える。
 - ケ 「健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養」第14号又は「老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養」第13号に規定する医療機器を使用又は支給した場合は、Ⅱの第3の2の(40)のコの例により「摘要」欄に「器選」と記載し、当該医療機器名を他の特定保険医療材料と区別して記載すること。

- 5 別紙1Ⅳ第2の2(35)のウの次に次のように加える。
 - エ 「健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養」第14号又は「老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養」第13号に規定する医療機器を使用又は支給した場合は、Ⅱの第3の2の(40)のコの例により「摘要」欄に「器選」と記載し、当該医療機器名を他の特定保険医療材料と区別して記載すること。

- 6 別添3の3表中「小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付」を「児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付（法第21条の9の2関係）」と改める。

○「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)

現 行		改 正 後	
別紙 I 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領 II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領 (様式第2) 第3 診療報酬明細書の記載要領に関する事項 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項 (15) 「特記事項」欄について記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。	別紙 I 診療報酬請求書等の記載要領 II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領 第3 診療報酬明細書の記載要領 (様式第2) 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項 (15) 「特記事項」欄について記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。	コード 略号	内 容
01 ~ 10 (略)	01 ~ 10 (略)		
11	薬治	11	健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養を定める件第7号の規定に基づく薬事に規定する治療(人)に係る診療報酬の請求である場合
12	材治	12	健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養を定める件第10号の規定に基づく薬事に規定する治療(機械器具等に係るものに限る。)に係る診療報酬の請求である場合 なお、電子計算機を使用する場合は、 <u>当分の間、「材治」と記載することとしても差し支えないこと。</u>

(40) その他 ア〜キ (略) ク 健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養を定める件(平成6年8月厚生省告示第236号)第7号の規定に基づく薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する治療に係る診療報酬の請求については、次に掲げる方法によること。 (ア) 1月中に治療期間とそれ以外の期間が併存する場合であつ	(40) その他 ア〜キ (略) ク 健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養を定める件(平成6年8月厚生省告示第236号)第7号の規定に基づく薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する治療(人体に直接使用される薬物に係るものに限る。)に係る診療報酬の請求については、次に掲げる方法によること。 (ア) 1月中に治療期間とそれ以外の期間が併存する場合であつ
--	---

ても、明細書は1枚として請求すること。
「特記事項」欄に「薬治」と記載すること。

(イ) 明細書に以下の事項を記載した治験の概要を添付すること。

- a 治験の依頼者の氏名及び連絡先
- b 治験薬等の名称及び予定される効能効果
- c 当該患者に対する治験実施期間（開始日及び終了日）

(ロ) 上記(イ)の場合においては、治験期間外に実施し請求の対象となる検査、画像診断、投薬及び注射（投薬及び注射については、当該治験の対象とされる薬物の予定されている効能又は効果と同様の効能又は効果に係る医薬品に係るものに限る。）について、その実施日を「摘要」欄に記載すること。

(ハ) 特定入院料等いわゆる包括化された項目を算定している保険医療機関の場合の当該項目に係る記載については、当該項目の点数から当該項目に包括されるものうち診療報酬の請求ができない項目の所定点数の合計を差し引いた点数を記載するとともに、「摘要」欄に診療報酬の請求ができない項目及び所定点数を記載すること（別業にしても差し支えない。）

健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養を定める件第10号の規定に基づく薬事法に規定する治験に係る診療報酬請求については、次に掲げる方法によること。

(イ) 1月中に治験期間とそれ以外の期間が併存する場合であっても、明細書は1枚として請求すること。

(ロ) 「特記事項」欄に「材治」と記載すること。

ても、明細書は1枚として請求すること。
「特記事項」欄に「薬治」と記載すること。

(イ) 治験依頼者の依頼による治験の場合は、明細書に以下の事項を記載した治験の概要を添付すること。
なお、この場合、治験の概要には「企業依頼」と記載すること。

- a 治験の依頼者の氏名及び連絡先
- b 治験薬等の名称及び予定される効能効果
- c 当該患者に対する治験実施期間（開始日及び終了日）

(ロ) 自ら治験を実施する者による治験の場合は、明細書に以下の事項を記載した治験の概要を添付すること。
なお、この場合、治験の概要には「医師主導」と記載すること。

- a 治験責任医師の氏名及び連絡先
- b 治験薬等の名称及び予定される効能効果
- c 当該患者に対する治験実施期間（開始日及び終了日）

(イ) 上記(イ)の場合であって、治験依頼者の依頼による治験においては、治験期間外に実施し請求の対象となる検査、画像診断、投薬及び注射（投薬及び注射については、当該治験の対象とされる薬物の予定されている効能又は効果と同様の効能又は効果に係る医薬品に係るものに限る。）について、その実施日を「摘要」欄に記載すること。

(ロ) 上記(イ)の場合であって、自ら治験を実施する者による治験においては、治験期間外に実施し請求の対象となる投薬及び注射（当該治験の対象とされる薬物の予定されている効能又は効果と同様の効能又は効果に係る医薬品に係るものに限る。）について、その実施日を「摘要」欄に記載すること。

(ハ) 特定入院料等いわゆる包括化された項目を算定している保険医療機関の場合の当該項目に係る記載については、当該項目の点数から当該項目に包括されるものうち診療報酬の請求ができない項目の所定点数の合計を差し引いた点数を記載するとともに、「摘要」欄に診療報酬の請求ができない項目及び所定点数を記載すること（別業にしても差し支えない。）

健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養を定める件第10号の規定に基づく薬事法に規定する治験に係る診療報酬請求については、次に掲げる方法によること。

(イ) 1月中に治験期間とそれ以外の期間が併存する場合であっても、明細書は1枚として請求すること。

(ロ) 「特記事項」欄に「薬治」と記載すること。

なお、電子計算機を使用する場合は、当分の間、「材治」

(ウ) 明細書に以下の事項を記載した治験の概要を添付すること。

- a 治験の依頼者の氏名及び連絡先
- b 治験用具等の名称
- c 当該患者に対する治験実施期間（開始日及び終了日）及び治験用具等を用いた手術又は処置が行われた日

(エ) 上記(ウ)の場合においては、請求の対象となる検査、画像診断、処置及び手術について、その実施日を「摘要」欄に記載すること。

(オ) 特定入院料等いわゆる包括化されていた項目を算定している保険医療機関の場合の当該項目に係る記載については、当該項目の点数から当該項目に包括されるもののうち診療報酬の請求がでない項目の所定点数の合計を差し引いた点数を記載するとともに、「摘要」欄に診療報酬の請求がでない項目及び所定点数を記載すること（別葉にしても差し支えない。）。

コ 公費負担医療のみの場合において、請求点数を老人医療の診療報酬点数表による場合は、「特記事項」欄に「老保」と表示すること。

- III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
- 第3 歯科診療に係る診療報酬明細書の記載要領（様式第3）
- 2 歯科診療に係る診療報酬明細書の記載要領に関する事項
- (36) その他

と記載することとして支えないこと。
(ウ) 治験依頼者の依頼による治験の場合は、明細書に以下の事項を記載した治験の概要を添付すること。

- なお、この場合、治験の概要には「企業依頼」と記載すること。
 - a 治験の依頼者の氏名及び連絡先
 - b 治験機械器具等の名称
 - c 当該患者に対する治験実施期間（開始日及び終了日）及び治験機械器具等を用いた手術又は処置が行われた日
- (エ) 自ら治験を実施する者による治験の場合は、明細書に以下の事項を記載した治験の概要を添付すること。
- なお、この場合、治験の概要には「医師主導」と記載すること。

- a 治験責任医師の氏名及び連絡先
- b 治験機械器具等の名称
- c 当該患者に対する治験実施期間（開始日及び終了日）及び治験機械器具等を用いた手術又は処置が行われた日

(オ) 上記(ウ)の場合であって、治験依頼者の依頼による治験の場合においては、請求の対象となる検査、画像診断、処置及び手術について、その実施日を「摘要」欄に記載すること。

(イ) 治験依頼者の依頼による治験の場合であって、特定入院料等いわゆる包括化されていた項目を算定している保険医療機関の場合の当該項目に係る記載については、当該項目の点数から当該項目に包括されるもののうち診療報酬の請求がでない項目の所定点数の合計を差し引いた点数を記載するとともに、「摘要」欄に診療報酬の請求がでない項目及び所定点数を記載すること（別葉にしても差し支えない。）。

健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養を定める件第14号に規定する医療機器を使用又は支給した場合は、「摘要」欄に「器選」と記載し、当該医療機器名を他の特定保険医療材料と区別して記載すること。

サ 公費負担医療のみの場合において、請求点数を老人医療の診療報酬点数表による場合は、「特記事項」欄に「老保」と表示すること。

- III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
- 第3 歯科診療に係る診療報酬明細書の記載要領（様式第3）
- 2 歯科診療に係る診療報酬明細書の記載要領に関する事項
- (36) その他

ア〜ク (略)

- IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項
- 第2 調剤報酬明細書の記載要領 (様式第5)
- 2 調剤報酬明細書に関する事項
- (35) その他
- ア〜ウ (略)

別添3 法別番号及び制度の略称表

区	分	法別番号	制度の略称
		52	—
			小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の 給付

ア〜ク (略)

ケ 「健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養」第14号又は「老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養」第13号に規定する医療機器を使用又は支給した場合は、IIの第3の2の(40)の例により「摘要」欄に「器選」と記載し、当該医療機器名を他の特定保険医療材料と区別して記載すること。

- IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項
- 第2 調剤報酬明細書の記載要領 (様式第5)
- 2 調剤報酬明細書に関する事項
- (35) その他
- ア〜ウ (略)

エ 「健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養」第14号又は「老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養」第13号に規定する医療機器を使用又は支給した場合は、IIの第3の2の(40)の例により「摘要」欄に「器選」と記載し、当該医療機器名を他の特定保険医療材料と区別して記載すること。

別添3 法別番号及び制度の略称表

区	分	法別番号	制度の略称
		52	—
			児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付 (法第21条の9の2 関係)